

事務事業名		要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業		<input type="checkbox"/> 実施計画登載事業		<input type="checkbox"/> 総合戦略登載事業			
政策体系	政策名	03 豊かな心を育む人づくりの推進		事業期間		予算科目			
	施策名	15 学校教育の充実				会計	款	項	目
	基本事業名	01 教育環境の充実				01	10	02	03
根拠法令		大船渡市児童生徒就学援助事業実施要綱		<input type="checkbox"/> 単年度のみ		02			
所属	部課名	教育委員会事務局 学校教育課		<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始 s37 年度～)		04			
	課長名	市村 康之		<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 【計画期間】		事務事業区分			
	係名	学務係	電話 0192-27-3111	年度～ 年度		A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等			
	担当者	熊谷 小百合	内線 277	※全体計画欄の総投入量を記入		E 一般(1～4以外)			
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)				全体計画(※期間限定複数年度のみ)					
この事業は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者に対して、市が就学に必要な経費(学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、医療費、学校給食費、通学費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費)の援助(以下「就学援助」という。)を行う。 要保護者とは、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者、準要保護者とは、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者である。 事業費の内訳は、扶助費である。なお、平成17年度より、準要保護者に対する扶助費についての、国庫補助金が廃止された。要保護者の分について、補助単価の2分の1が国庫補助金である。 また平成23年度より、東日本大震災により被災した児童生徒の保護者も準要保護扱いとして、就学援助費を支給している。(10割県補助金) 主な業務は、制度周知、申請書取りまとめ、認定審査、認定通知送付、援助費の支給				総投入量(千円) 事業費 国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 一般財源 事業費計(A) 0 人件費 正規職員従事人数 延べ業務時間 人件費計(B) 0 トータルコスト(A)+(B) 0					

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標		⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	
① 手段(主な活動)		名称	
前年度実績(前年度に行った主な活動)		単位	
就学援助制度の周知及び申請受付、認定審査及び認定通知送付、援助費支給。		ア	就学援助児童生徒数 人
今年度計画(今年度に計画している主な活動)		イ	
前年度と同じ		ウ	
② 対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等		⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)	
生活保護を受けている世帯又はこれに準ずる世帯の児童生徒		名称	
		単位	
		カ	申請児童生徒数 人
		キ	
		ク	
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)		⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)	
経済的な負担が軽減される。		名称	
		単位	
		サ	就学援助できている割合(認定児童生徒数/申請児童生徒数) %
		シ	児童生徒1人当たり平均就学援助費 円
		ス	
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)			
児童生徒の教育環境の充実が図られる。			

(2) 総事業費・指標等の推移		年度	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(目標)	30年度(目標)	31年度(目標)	32年度(目標)	
投入量	事業費	国庫支出金	千円	28	0	43	43	43	43
		都道府県支出金	千円	53,047	47,575	51,131	51,131	51,131	51,131
		地方債	千円						
		その他	千円						
		一般財源	千円	23,743	26,841	30,972	30,972	30,972	30,972
	事業費計(A)		千円	76,818	74,416	82,146	82,146	82,146	82,146
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	1
		延べ業務時間	時間	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		人件費計(B)	千円	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
		トータルコスト(A)+(B)		千円	80,818	78,416	86,146	86,146	86,146
⑤ 活動指標		人	803	772	800	800	800	800	
⑥ 対象指標		人	843	823	840	840	840	840	
⑦ 成果指標		%	95.3%	93.8%	95.3%	95.3%	95.3%	95.3%	
		円	95,664	96,393	102,682	102,682	102,682	102,682	

事務事業ID	0959	事務事業名	要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業
--------	------	-------	---------------------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等	
① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？	学校教育法の定めにより、昭和37年度頃より実施
② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？	以前は要保護・準要保護とも国庫補助事業であったが、準要保護児童生徒就学援助費については、平成17年度の三位一体改革により地方交付税措置(市単独事業)となった。 平成23年度から、東日本大震災により被災した児童生徒も準要保護扱いとなっている。
③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？	新入学児童生徒学用品費等について、支給時期の前倒しを求められている。

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている ⇒【理由】 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？ 就学の促進により、義務教育の質の安定が図られる。
	② 公共関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ⇒【理由】 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？ 学校教育法により、市町村は、経済的理由によって義務教育を受けることが困難な学齢児童生徒の保護者に対して経費の援助を与えなければならないと規定されているため。
	③ 対象・意図の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 適切である ⇒【理由】 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？ 学校教育法により、市町村は、経済的理由によって義務教育を受けることが困難な学齢児童生徒の保護者に対して経費の援助を与えなければならないと規定されているため。
有効性 評価	④ 成果の向上余地	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由】 <input type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由】 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？ 新入学児童生徒学用品費等について、支給時期を前倒しすることにより、保護者の一時負担が減り、向上が図られる。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	<input type="checkbox"/> 影響無 ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 影響有 ⇒【その内容】 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？ 義務教育への就学を果たせない児童生徒が出る懸念される。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など) 経済的困窮者が顕在化し、義務教育への就学を果たせない児童生徒が出る懸念される。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど) 東日本大震災により被災した児童生徒も援助対象となり、就学援助認定者が大幅に増加。被災児童生徒を対象とした就学援助制度が終了するまでは、事務量の削減余地無し。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由】 事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？ 学校教育法に定義されているとおり、経済的に就学が困難な児童生徒の保護者が対象であることから、受益者負担は馴染まない。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性		(2) 改革・改善による期待成果																			
1 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) 3 終了・廃止・休止	新入学児童生徒学用品費等の支給時期の見直しにより、成果の向上を図る。	左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="3">コスト</td> </tr> <tr> <td></td> <td>削減</td> <td>維持</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">成果</td> <td>向上</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>		コスト				削減	維持	増加	成果	向上	●		維持		×	低下	×	×
	コスト																				
	削減	維持	増加																		
成果	向上	●																			
	維持		×																		
	低下	×	×																		
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等																					
新入学児童生徒学用品費等の支給時期の見直しは、就学前児童も対象とすることになり、入学予定者が流動的であるなど、対象者の把握に難しさがあることから、学校やこども園と情報共有をはかりながら対象者の把握を行う。また、現在の実施要綱では、就学前児童を対象としていないことから、実施要綱の改正が必要である。																					

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
1 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) 3 終了・廃止・休止	新入学児童生徒学用品費等の支給時期の見直しにより、成果の向上を図る。